

# 令和2年度 社会福祉法人幸田町社会福祉協議会事業計画

少子高齢化や核家族化、生活スタイルの多様化を背景に社会福祉を取り巻く課題は、孤立、貧困、ひきこもり、虐待、DVなど多岐にわたります。さらには育児と介護を同時に担うダブルケアや働かない子と高齢の親が同居する8050問題など複雑化、深刻化した課題を抱える世帯も多くあります。

国では地域共生社会実現に向けて新たな事業が創出され、今後市町村の実情に応じて包括的な支援体制が整備されます。

これらの動向を踏まえ、令和2年度は個別の相談支援を丁寧に行いながら、個別支援を通じて地域とのつながりや社会参加の支援、多様なつながりが育つための地域づくり、個と地域の一体的な支援に取り組みます。また、年齢や分野にとらわれない包括的な支援とサービスの提供に努め、各部門が協力して、以下の基本方針により諸事業を実施します。

## 1 基本方針

第2期幸田町地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念「支え合い ともに生きる まちづくり（一人ひとりが自立し、人とつながり、お互い様を広げよう）」の実現を目指すため、住民による福祉活動を支援し、住民の立場になって共に福祉課題の解決に向けて取り組みます。そして、以下の目標を達成できるよう「自助・互助・共助・公助がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携・協働できる体制づくり」に努めます。

### (1) 地域での支え合いの体制づくり

福祉に関する正しい知識の普及や情報提供、地域共生社会の理解促進等を通じてお互い様の意識づくりを進めます。さらに、地域に内在している人、場所、活動がゆるやかにつながる機会や交流の場等の整備を進め、地域活動の活性化を図ります。

### (2) 支援を必要とする人への支援の充実と権利擁護の推進

支援を必要とする人への支援の充実と権利擁護の推進を図ります。早期発見や早期支援の体制づくりに努めるとともに、多様化、複雑化した課題の解決に向けて関係機関との連携を図ります。

### (3) 福祉環境と福祉サービスの充実

分野別に縦割りになってしまう事業を「地域福祉」「地域共生社会の実現」という大きな視点で捉え、横断的に連携を図ることで効率的な事業展開を目指します。問題の複雑化、深刻化した困難ケースも増えてくる中で今以上にあらゆる機関が連携し、年齢、分野を問わない包括的な支援体制の充実に努めます。

## 2 令和2年度の主な取り組み

### (1) 法人運営部門

#### ア 経営基盤の確保

経営組織のガバナンスの強化

事業運営の透明性の向上

財務規律の強化

会務の運営

安定的な財源の確保

適切な予算配分と人員配置

#### イ 職員の資質向上

職員の資質向上と能力開発

人事考課制度の運用

コンプライアンスの徹底

### (2) 地域福祉活動推進部門

#### ア 第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進

地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会の開催

#### イ 生活支援コーディネーター業務の受託

2層協議体の開催、運営

学区福祉委員会設置に向けた取り組み

生活支援、介護予防サービスの拡充に向けた取り組み

住民主体の地域活動への支援

住民、関係団体への意識啓発

#### ウ 地域でのサロンやサークル活動への支援

既存のサロンへのプログラムの提案と情報提供

新規立ち上げへの支援

#### エ ボランティアセンターの機能充実

ボランティアニーズの把握、的確なコーディネート

地域でボランティア活動に取り組む人材の育成

町内の小中学校、高等学校を福祉協力校に委嘱

福祉実践教室の実施

- オ 災害に対する備え  
災害時ボランティア支援本部運営スタッフ養成講座の実施
- カ 福祉車両、福祉用具、レクリエーション用具等の貸出  
貸出備品の充実
- キ 福祉実践活動者への費用助成  
福祉人材育成講習費用の助成
- ク 福祉6団体事務局の運営、活動支援  
情報提供や活動の提案等、自主運営化に向けた動機づけ
- ケ 広報活動  
広報「ともに生きる」の発行  
ホームページでの情報発信  
社会福祉大会の開催
- コ 赤い羽根共同募金配分金の有効活用  
福祉団体やサロン等への活動費助成  
保育所や幼稚園への活動費助成

(3) 福祉サービス利用支援部門

- ア 地域包括支援センターの受託  
総合相談支援  
高齢者虐待や困難事例への対応等  
地域ケア会議の開催  
幸田町介護サービス事業者連絡協議会への協力  
介護予防ケアプランの作成  
各種介護予防教室の開催  
げんきかいの企画運営  
住民主体の介護予防活動への支援  
認知症初期集中支援チーム事業の受託  
認知症カフェの開催支援  
認知症介護家族交流会の開催  
認知症サポーター養成講座等の開催

イ 成年後見支援センターの受託

成年後見制度利用に関する相談、手続き支援

成年後見制度の広報、周知

後見人への支援

法人後見の受任

運営委員会、受任調整会議等の開催

ウ 日常生活自立支援事業の受託

福祉サービスの利用援助、書類預かり、日常的な金銭管理

エ 各種貸付、相談事業の実施

生活福祉資金の受託

たすけあい資金の実施

司法書士による法律困りごと相談の実施

オ 障害者相談支援事業の受託

障害のある人に対する総合相談支援

地域総合支援協議会の運営支援

ピアカウンセリングの実施

カ 相談支援事業所の運営

特定相談支援事業、障害児相談支援事業（サービス等利用計画の作成）の実施

一般相談支援事業（地域移行支援事業、地域定着支援事業）の実施

(4) 在宅福祉サービス部門

ア 見守り配食事業の実施

在宅のひとり暮らし高齢者等の安否確認と食事の提供

イ 居宅介護支援事業所の運営

ケアプランの作成

ウ 訪問介護事業所の運営

ホームヘルパー（介護保険、障害福祉サービス）の派遣

移動支援事業の受託

養育支援事業の受託